

## 令和2年度第12回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年3月10日(水) 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町農業団地センター3階 営農研修室

3. 出席委員(13人)

会長	1番	小林	功				
会長職務代理者	14番	小宮山	晃次				
委員	2番	草刈	章博	3番	池本	英夫	
	4番	竹下	るみ子	5番	葉狩	健一	
	6番	春摘	要	7番	長石	憲太郎	
	9番	寺坂	富雄	10番	植木	克茂	
	11番	前川	義憲	12番	細山	周一	
	13番	國岡	智志				

4. 欠席委員(1人) 8番 國岡 美保子

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(4人)

農地利用最適化推進委員

15番	谷口	真一	16番	寺坂	静雄
17番	西沖	和己	18番	平尾	晴次

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 報告第1号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届について

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 非農地等現況証明願の決定について

議案第4号 農地の嵩上げ等事業の承認について

議案第5号 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

議案第6号 令和3年度智頭町農作業受託料金について

議案第7号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価に(案)について

議案第8号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 進 書記 井上 亮

## 8. 会議の概要

（ 開 会 午後2時03分 ）	
事務局長	<p>ただ今から、令和2年度第12回智頭町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、14名の委員に対し13名の出席ですので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、小林会長、開会の挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>皆さん、こんにちは。本日、第12回の総会を開催致しましたところ、ご多用のところ出席いただき、厚くお礼を申し上げたいと思っております。</p> <p>さて、農業委員会法改正後、2回目の改選により皆さんは昨年、農業委員、農地利用最適化推進委員として日常業務にあたっていただいております。約7ヶ月余り過ぎた状況であります。我々農業委員、農地利用最適化推進委員の目的は、食料・農業・農村基本計画の、農地利用の最適化の取り組みであります。開会前に皆さんに農業委員会憲章を唱っていただきましたけれども、その中で、やはり、担い手への農地の集積、遊休農地の発生防止と解消、新たな担い手の育成、こういうことでもありますけれども、この取り組みを進めていくためには、やはり人・農地プランということではなからうかなと思っております。それぞれ各地区の農業委員、最適化推進委員の皆さんの話をちょこちょこ聞いてみますと、それぞれの集落で取り組んでおられるとお聞き致しておりますけれども、その集落において現在の現状はどうか、農家の皆さんがどのような考えを持っておられるのか、このことがこれからの農業の取り組みの方向性というものが決まってくるのではなからうかなと、こういうふうにも思っておりますけれども、やはり、その中において遊休農地、あるいは耕作放棄地への取り組みを図っていくには、中間管理機構がやっております農地の担い手への農地の集積、あるいは集落営農による一元化した集落での取り組みと、こういうことにならうかと思っておりますけれども、このことにつきましては、農業委員はもとより、農地利用最適化推進委員は特に担い手機構とのマッチングを図っていただいている取り組みが必要になってくるのではなからうかなということでもあります。</p> <p>そこで、皆さんの方にお願ひしておきたいのは、それぞれ各地区地区でそれなりの取り組みがありますけれども、遊休農地あるいは耕作放棄地等を農地パトロールによって農地をリストアップした中での、これからの再生対策事業をどのように持っていくのかということになってこようかと思っております。その点を、各地区の農業委員、最適化推進委員はリストアップしていただいて、その中で我々がこれから考えていかなければならないのは、平成7年、鳥取いなば農協が広域合併したわけですが、そのときに農産物の販売高が168億円。しかしながら、今年度末の決算状況を見ますと、販売高が約70億余りということで、半分以下に販売高が下がっております。これは高齢化のこともありましよう。色々諸条件があると思っておりますけれども、中部、</p>

	<p>西部においてはそれなりに取り組みがされておっての販売高が若干なりとも伸びつつあるということでもありますので、この智頭町、地域性も色々あると思いますけど、そここのところを皆さん方が知恵を絞っていただいて、一つ取り組んでいただくようお願いを申し上げたいと思っているところでもあります。</p> <p>それから、農業委員会法の改正。これ、5年後の見直しということですが、ここでも出てくる課題においては、やはり我々農業委員、農地利用最適化推進委員がいま行っておる事業。しかしながら、この内容においては諮問委員会において、3条関係については市町村長に全部権限を委ねてはどうかとか、あるいは企業に農地の取得をさせてはいかがなものかとか、最終的な方向性は出ていないにもかかわらず、そういう方向が打ち出されるではなかろうかという懸念があります。そういったしますと、これからの農業の中で、農地を守り生かす環境というものが非常に厳しくなってくるのではなかろうかと。中でも智頭町におきましては、農地の集積等々によって、現在、農業委員の中でも小宮山委員、國岡委員、両名におかれては、非常に農地集積を凶り農地保全に取り組んでおられると。こういうことで我々農業委員、最適化推進委員にも、地域ごと、集落ごとにおいて、それなりの取り組みを図っていく必要があるではなかろうかなと。この5年後の見直しは、どういう結果で出てくるかは、未だまだ分かりませんが、我々はいま課せられた職責というものを全うして行くんだということで、皆さん方にも一つよろしくお願い申し上げまして、簡単でございますけど、開会の挨拶とさせていただきます。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、智頭町農業委員会会議規則第4条の規定により、小林会長に議事進行をお願いします。</p>
議長(会長)	<p>それでは、総会に入ります。</p> <p>日程第1 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p>
議長(会長)	<p>異議なしということですので、それでは、5番 葉狩健一委員、6番 春摘要委員をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2 報告第1号「農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用通知について」を議題とします。</p> <p>農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届を下記のとおり受理したので報告するものです。</p> <p>それでは、事務局に報告させます。</p>

事務局書記	<p>議案書の1ページをご覧ください。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届けで、200㎡未満に対する農地転用についてのものです。</p> <p>(議案書に基づいて届出書の内容を説明)</p> <p>以上の1件を受理いたしました。</p>
議長(会長)	<p>報告が終わりました。</p> <p>次に、日程第3 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請ついて」を議題とします。</p> <p>農地法第3条の規定により、次の農地の申請があったので審議を求めるものであります。</p> <p>それでは、番号1につきまして事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>番号1番です。申請地は新見字黒地1254番1、地目、田、面積1,000㎡と、二筆目が同じく黒地1254番2、地目、田、面積1,266㎡、合計2,266㎡です。権利種別は3条の交換移転です。譲渡人は智頭54番地8の●●●●●●さん、譲受人は新見194番地の●●●●●●さんです。</p> <p>場所ですが、申請位置図の1ページに位置図を付けております。2ページに公図を、3ページに現況の写真を付けております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、13番 國岡智志委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明を求めます。</p>
13番	<p>番号1について調査結果の報告いたします。</p> <p>3月2日に申請者それぞれにお会いして確認いたしました、農地法第3条に審査基準に基づき調査いたしました、申請どおりで問題ないと確認いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第1号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

<p>議長(会長)</p>	<p>全員賛成ですので、議案第1号 番号1は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。</p> <p>農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めるものです。</p> <p>なお、議案第2号につきましては、席番13番 國岡智志委員が転用工事請負業者の代表となっている事案となっておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(國岡智志委員 退席 午後2時15分)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>それでは、番号1につきまして事務局に説明を求めます。</p>
<p>事務局書記</p>	<p>議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>番号1番です。申請地は新見字荒田ノ内525番1、地目が田、面積1,323㎡と、同じく荒田ノ内525番5、地目が畑、面積89㎡、合わせて1,412㎡です。権利は所有権移転で、先ほど審議、可決いただきました3条所有権移転の交換農地となります。譲渡人は新見194番地の●●●●さん、譲受人は智頭54番地8の●●●●さんです。転用目的は農業用施設で、牛舎及び進入路の設置となっております。転用理由としましては、現在使用している施設の使用期限が11月で終了するので、新たに施設を設置したいためというものです。</p> <p>立地基準の農地区分と許可根拠については、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地に該当し、許可根拠は代替地なしです。</p> <p>信用については、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく適切と考えます。資力については日本政策金融公庫の融資証明で確認しました。</p> <p>事業計画を確認したところ速やかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から妥当と考えられます。</p> <p>周辺農地への影響ですが、東側は集落道、北側は公共道路、西側、南側は農地ですが、いずれも所有者の同意を得ており、問題はないと考えられます。</p> <p>場所ですが、申請位置図の4ページをご覧ください。5ページに公図、6ページが転用事業計画書、7ページ、8ページに被害防除計画書、9ページに配置図、10ページに平面図、11、12ページに立面図、13、14ページに現況写真をつけております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>ただいまの説明に関連して、9番の寺坂富雄委員に現地の事前調査をしておりますので、調査の結果ならびに補足説明を求めます。</p>

9 番	3月1日に現地で話を聞きました。問題ないと思いますので、報告します。以上です。
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(「なし。」という者の声あり)</p>
議長(会長)	<p>それでは採決いたします。議案第2号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第2号 番号1は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>國岡智志委員の復席を認めます。</p> <p>(國岡智志委員 復席 午後2時18分)</p>
議長(会長)	<p>次に、日程第3 議案第3号「非農地等現況証明願の決定について」を議題とします。</p> <p>非農地等現況証明願を次のとおり受理したので決議を求めるものです。それでは、番号1について事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の4ページをご覧ください。</p> <p>番号1です。農地の所在が、早瀬字土居廻り623番、地目が畑で、面積は432㎡です。所有者は早瀬235番地5の●●●●さんです。非農地の事由としては「平成11年8月頃より植木を植え、現在に至る。」となっております。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の15ページからとなります。16ページに公図、17ページに現況の写真を付けております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、7番 長石憲太郎委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明を求めます。</p>
7 番	<p>報告します。3月4日に、申請人の●●●●さんについて非農地証明申請書を出されたことを確認し、その日に現地調査をした結果、現況写真のように植木が植えてあり、農地ではなく農地法の適用を受けない土地であり、申請事由に相違ないことを確認しましたので報告します。</p>

議長(会長)	<p>以上です。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第3号番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第3号番号1は原案のとおり決定いたしました。次に、議案第4号「農地の嵩上げ等事業の承認について」を議題とします。農地の嵩上げ等について、申請書を下記のとおり受理したので承認を求めます。</p> <p>それでは、番号1について事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>番号1番です。申請者が三田31番地の●●●●さんです。申請地は三田字櫛谷口37番2、地目が田、登記簿面積1,419㎡です。用途は嵩上げです。嵩上げの意向としましては、排水が悪いため、一部を隣の農地と同じ高さまで嵩上げし、既存の水路に雨水を排水させ畑として耕作したいということです。嵩上げする面積は、302.83㎡となっており、4月から6月にかけての工事として予定されておられます。</p> <p>場所ですが、申請位置図の18ページになります。19ページに公図を付けておりますが、黄色く示しておりますのが申請地で、その内、濃い黄色部分が嵩上げされたい部分となります。20ページに計画図、21ページに現況の写真を付けております。隣の農地と70センチの高さがありますが、隣の農地並みに嵩上げされたいということです。</p> <p>なお、本案は8番 國岡美保子委員に現地の事前調査をお願いしておりましたが、欠席のため、事前に調査の結果ならびに補足説明を事務局に報告いただきましたので、合わせて報告させていただきます。</p> <p>「3月4日、申請人に会い、現地を確認しました。21ページの現況写真では少し分かりにくいですが、実際は周りの農地より低くなっており、周りの農地まで嵩上げし、畑として耕作される予定とのことです。」</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの</p>

<p>議長(会長)</p>	<p>報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第4号 番号1について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第4号 番号1は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、日程第3 議案第5号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見決定を求めるものです。</p> <p>なお、議案第5号につきましては、番号1から番号14について席番13番 國岡智志委員が借受人となっている事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。</p>
<p>議長(会長)</p> <p>事務局書記</p>	<p>(國岡智志委員 退席 午後2時24分)</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p> <p>議案書の6ページです。 2月19日付けで智頭町長から意見決定を求められたものです。 利用権の設定面積が全て田んぼで25,766です。利用権を設定する者が17名、受ける者が1名でございます。期間につきましては、5年から10年未満のものが13,587㎡、10年以上のものが12,179㎡となります。 それでは、7ページ、8ページで詳細について説明いたします。 (議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明) 以上です。</p>
<p>議長(会長)</p> <p>議長(会長)</p>	<p>説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>ないようですので、それでは採決いたします。議案第5号について、原案</p>



議長(会長)	<p>のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>國岡智志委員の復席を認めます。</p>
議長(会長)	<p>(國岡智志委員 復席 午後2時29分)</p> <p>次に、日程第3 議案第6号「令和3年度智頭町農作業受託料金(案)について」を議題とします。</p> <p>令和3年度の智頭町農作業受託料金(案)を、別紙のとおり作成したので決議を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>本日お手元にお配りしました「農作業受託料金(案)」をご覧ください。</p> <p>こちらについては、前回「安すぎるのではないか」という指摘がありましたので、鳥取県内の市町村の平均を出したりしました結果、前回からは金額を変えずという案を提出させていただきました。</p> <p>なお、一カ所、機械田植えの備考欄にある「稲箱」を「苗箱」に変更しております。</p>
議長(会長)	<p>以上です。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>
議長(会長)	<p>(質問、意見なし)</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議長(会長)	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、日程第3 議案第7号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」を議題とします。</p> <p>令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)を別冊のとおり作成したので決議を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>

議長(会長)	<p>これにつきましても、本日お配りしました令和2年度の点検・評価(案)をご覧ください。</p> <p>こちらについては毎年総会に掛けさせていただいているものですが、数字を現状に合わせております。一カ所、1ページ目の総農家数、自給的農家数、この辺りが、農林業センサスを元に記入しているのですが、まだ2020年度版の農林業センサスの確定版が出ておりませんので、おそらく大きな変動はないとは思いますが、確定版が出るのが3月末ですので、一応概算数値を入れましたので、多少の変動があります。その他につきましては、令和2年度の実績数値を入れております。</p> <p>今回につきましては、今回の審議を受けましてホームページ上で公表し、町民の皆様等々に意見を伺い、最終的には5月の総会で議案として上程させていただき、決定するという流れになります。</p> <p>以上です。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>
議長(会長)	<p>(質問、意見なし)</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議長(会長)	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第7号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、日程第3 議案第8号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を議題とします。</p> <p>令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)を別冊のとおり作成したので決議を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>こちら、本日お配りしました令和3年度活動計画をご覧ください。</p> <p>これにつきましても、センサスの数値が入っておりますので、多少変更になる場合があります。その他のカ所につきましても、例年と大きな変化はなく作成させていただいております。</p> <p>これにつきましても、町のホームページで公開し、町民の方から意見を求めることとしております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	

議長(会長)	<p>説明が終わりました。  それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。  それでは採決いたします。議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第8号は原案のとおり決定しました。  それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第12回総会を閉会いたします。</p> <p>( 閉 会 午後2時36分 )</p>

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和3年3月10日

智頭町農業委員会議長 小 林 功

智頭町農業委員会委員 葉 狩 健 一

智頭町農業委員会委員 春 摘 要